

2017 インターネット市場監督管理キャンペーン実施計画の印刷・

配布に関する国家工商行政管理総局等部門の通知

工商弁字〔2017〕84号

各省、自治区、直轄市の工商及び市場監督管理部門、国家發展和改革委員会、通信管理局、公安庁（局）、商務庁（局）、税関、質量技術監督局、食品薬品監督管理局、国家互
聯網信息弁公室、郵政管理局、各直属の檢驗檢疫局：

中国共産党中央委員会及び国務院の関連の意思決定・手配を深く徹底、実施し、インターネット市場監督管理に関する部レベル連席会議の役割を存分に發揮させ、問題指向を特に重視し、インターネット市場に関する共同管理の取組みの強化及び深化を図り、インターネット経済の健全で急速な發展を促進するために、国家工商行政管理総局、国家發展和改革委員会、工業和信息化部、公安部、商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫総局、国家食品薬品監督管理総局、国家互聯網信息弁公室、郵政局は、5月から11月までの間に、2017 インターネット市場監督管理キャンペーンを共同で実施することを決定した。ここに「2017 インターネット市場監督管理キャンペーン実施計画」を印刷・配布するので、実情を踏まえ、真摯に徹底して執行すること。

国家工商行政管理総局
国家發展和改革委員会
工業和信息化部
公安部
商務部
税関総署
国家質量監督檢驗檢疫総局
国家食品薬品監督管理総局
国家互聯網信息弁公室
郵政局

2017年5月23日

2017 インターネット市場監督管理キャンペーン実施計画

中国共産党中央委員会及び国務院の関連の意思決定・手配を深く徹底、実施し、インターネット市場秩序の更なる適正化を図り、インターネット消費環境の最適化を図るために、国家工商行政管理総局、国家發展和改革委員会、工業和信息化部、公安部、商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫総局、国家食品薬品監督管理総局、国家互聯網信息弁公室、

郵政局は、5月から11月までの間に、2017 インターネット市場監督管理キャンペーンを共同で実施することを決定した。具体的な業務計画は次のとおりとする。

一. 業務目標

「『第13次5カ年』市場監督管理規画」、「電子商取引の発展促進による経済の新たな原動力の育成を加速する国務院の意見」及び「依法管網、以網管網、信用管網、共同管網（法に基づくインターネット市場の管理、インターネット技術によるインターネット市場の管理、信用によるインターネット市場の管理、連携によるインターネット市場の管理）」の全体要求に従って、インターネット市場監督管理の部レベル連席会議の役割を存分に発揮させ、インターネット市場の監督管理システム、方式及び手段の改革・刷新をさらに進め、監督管理の科学性、予見性及び有効性を向上させる。電子商取引プラットフォームが責任を果たすようさらに促し、インターネット上の経営活動の適正性及び追跡可能性を保障する。統合監督管理の水準をさらに向上させ、監督管理と法執行の連動及び信用と制約の協働を強化し、良好なインターネット市場の参入環境、競争環境及び消費環境を共同で構築し、インターネット経済の健全で急速な発展を促進する。

二. 業務の重点

(一) 侵害・模倣行為を厳しく取り締まる。 食品・薬品、化粧品、医療機器、衣服・服飾品、児童・高齢者用品、家電製品、消費者向け電子製品、自動車部品、装飾・内装材、農業資材などの社会の注目度が高く、健康・安全に関わる公共の安全に影響を及ぼす消費財及び生産手段を重点とし、共同法執行を実施し、生産経営企業及び電子商取引プラットフォームに対する監督検査を強化し、インターネット上の侵害・模倣に関する情報を法令・規則に従って処理し、リスク監視及び品質抜取検査を強化し、郵便、速達便の配送ルートに対する重点的な法執行を実施し、権利侵害・模倣品の生産、流通、販売の全過程を貫く監督管理システムを構築、整備する。知名度の高い商標、海外の商標を模倣した製品の販売、農産物の地理的表示・証明商標のインターネット上の乱用、冒用、偽造行為に対する取締りを強化し、老舗ブランドの知的財産権の侵害及び老舗ブランドの模倣品・粗悪品の製造・販売の不法行為を厳しく取り締まり、権利者及び消費者の合法的権益を保護する。電子商取引プラットフォーム経営者が事前、事中、事後の全過程における模倣品・粗悪品に対する防備を強化するよう指導、督促する。

(二) 虚偽の宣伝、虚偽・違法広告行為を厳しく取り締まる。 「反不正当竞争法」、「広告法」、「インターネット広告管理暫定実施規則」などの関連規定を厳格に執行し、インターネット上の虚偽の宣伝、虚偽の表示の違法行為を厳しく取り締まる。インターネット広告に対する監督管理を強化し、インターネット広告監視センターの役割を存分に発揮させ、インターネット広告に対する監視を強化し、重点ウェブサイトの広告に対する監視を強化する。医療、薬品、食品、健康食品、投資・収集などの重点分野の広告に対する監督管理・法執行を強化し、虚偽・違法広告が再び増加しないよう抑止する。

(三) 刷単（顧客購入記録の偽装行為）・炒信（不正に信用度を上げる行為）行為を厳しく取り締まる。 反炒信に関する共同キャンペーンを踏み込んで実施し、悪意の登録、刷単・炒信、虚偽の評価及び個人情報の漏洩・転売、共謀による空の小包発送などの法律

法規違反行為を厳しく取り締まる。インターネット監督情報化システム及び電子商取引プラットフォーム経営者のビッグデータ分析の役割を存分に発揮させ、証拠を固め、抽出し、インターネット上の違法行為の手掛りの発見率及び事件に対する取締りの正確度を向上させる。電子商取引プラットフォーム経営者が内部の信用管理をさらに強化し、刷単・炒信行為に対する監視・制御を完全なものにし、その新たな特徴、新たな動向及び新たな状況を速やかに把握し、関連のデータ情報を速やかに提供し、法執行業務の実施に協力するよう促す。

(四) インターネット上のその他の法律法規違反行為を厳しく取り締まる。 不法な主体のウェブサイトを集散的に肅正し、インターネット上の経営主体の適正化を図る。インターネット分野における各種不正競争行為、インターネット上の連鎖販売取引行為に対する取締りを強化する。インターネット上の集中販促期間における監視・監督管理を強化し、虚偽の宣伝、価格に係る不正行為などの各種違法行為を厳しく取り締まる。インターネット上のサービス・商取引プラットフォーム及びオンライン旅行取引サービス市場を重点とし、インターネット上のサービス提供・電子商取引に対する監督管理を強化する。「消費者権益保護法」、「インターネット上で購入した商品の7日以内無条件返品に関する暫定実施規則」などの関連規定を実施し、不公平な約款、消費者の個人情報の違法な収集・使用及びインターネット上で購入した商品の交換・返品などの経営活動において消費者の権益を侵害する行為に対する取締りを強化する。農村部の電子商取引、越境電子商取引、微商（SNSサービスの微信〔WeChat〕を媒介として電子商取引を行うものの総称）及びその他インターネット市場で成長する新モデル、新業態における違法行為に対する検討・評価及び共同の取締りを強化する。越境電子商取引の輸出入段階において虚偽の取引、支払い、物流データを使用して税関の監督管理を逃れる行為に対する肅正を強化する。

三. 役割分担

(一) 国家工商行政管理総局。 インターネット市場監督管理部レベル連席会議制度のリーダーシップ・調整の役割を発揮させ、関連部門とともにキャンペーンを推進する中で遭遇した重要度の特に高い問題を検討、解決する。「インターネット取引管理弁法」及び「反不正当竞争防止法」、「広告法」、「商標法」、「消費者権益保護法」などの法令の規定を踏み込んで実施し、インターネット市場秩序の適正化を図る。インターネット上の経営主体について法により適正化を図る。企業名称の偽造及び他企業の名称を冒用する不法な主体のウェブサイトを取り締まる。インターネット市場の特徴に基づき、ブランド保護を強化し、ウェブサイト、インターネットショップなどによるインターネット上の侵害・模倣に係る違法行為を的確に取り締まる。インターネット広告に対する監視・監督管理を強化し、インターネット分野における不正競争、独占、インターネット上の連鎖販売取引などのインターネット市場秩序を乱す行為を取り締まる。紅盾質量維権（訳注：工商行政管理部門が実施する市場に流通する商品の品質の維持及び消費者の権益の擁護などを目的とするキャンペーン活動）を推進し、国家企業信用情報公示システムを通じて、電子商取引商品の品質抜取検査結果及び行政処罰情報を法により公示する。インターネット市場における特定対象の監視を実施し、市場リスクを評価し、違法な経営に警告を与える。電子商取引プラットフォームが責任を果たし、厳格に自主規制・管理を実施し、違法行為を防止するための防御線をしっかりと張り巡らすよう促す。国家企業信用情報公示システ

ム及びインターネット監督情報化システムの機能を総合的に運用し、インターネット上の違法・信用失墜行為に対する共同懲戒を強化する。

(二) 国家発展和改革委員会。「価格法」、「商品及びサービスに正札販売を実行することに関する規定」、「価格に係る詐欺行為の禁止に関する規定」を実施し、電子商取引の価格に係る行為の適正化を図る。インターネット市場信用体系の構築を強化し、反炒信の業務メカニズムの役割を發揮させ、反炒信共同懲戒キャンペーンを実施し、全国信用情報共有プラットフォームを土台として電子商取引分野における炒信行為共同懲戒サブシステムを構築し、法律法規違反の疑いがある炒信「ブラックリスト」を各関連部門に提供し、炒信行為の責任組織及びその法定代表人、主要責任者、直接責任者に対して法により共同懲戒を実施する。電子商取引プラットフォームの価格行為規範化における主体责任を強化し、一対一の面会（行政指導）、「見返り（処理後の再度検査）」、企業への踏み込んだ協力・指導などの方式を通じて、プラットフォームが価格の内部管理を強化するよう促す。

(三) 工業和信息化部。インターネット実名制を厳格に実施し、ウェブサイトの事前登録、IP アドレス、ドメイン名などの基礎的な管理を強化し、ウェブサイトの事前登録率及び登録情報の精度を向上させる。インターネット業界の管理の職責を履行し、虚偽の宣伝、刷単・炒信、侵害・模倣品販売などの違法行為について、改善を拒否した又は情状が重大であるインターネット情報サービス提供者に対して、関連部門による書面の認定を受けた後に法によりその経営許可証を取り消し又は登録を抹消し、関連のインターネットサービスプロバイダにその者へのサービスの提供の停止を命じる。

(四) 公安部。インターネットの安全に対する監督管理を全面的に強化し、インターネット上のリスク・潜在的な問題の徹底調査・肅正業務を実施し、インターネット上の違法情報を全面的に整理する。ビッグデータを利用して自発的に発見し、事件の手掛りを積極的に提供し、インターネット上の商標権侵害及び模倣品・粗悪品の販売、インターネット上の詐欺行為、個人情報侵害、インターネットを利用した連鎖販売取引の実施などの違法犯罪活動を厳しく取り締まり、法律法規違反のインターネット上の取り立てサービスを厳しく取り締まる。インターネット上の「治安の乱れた場所」の整理肅正キャンペーンを実施し、法律法規違反問題が著しいインターネットプラットフォームに対する責任制を導入し肅正を実施する。他部門から移送されたインターネット犯罪嫌疑事件について、行政法執行と刑事司法の連携を円滑にし、刑事取締りを強化する。

(五) 商務部。全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造・販売摘発業務指導グループ弁公室の機能を發揮させ、インターネット上の侵害・模倣に係る重大事件に対する取締りを監督し、地域、部門に跨る法執行への協力を推進する。インターネット分野における競争の新たな特徴に基づき、経営者に対する集中的な独占禁止法執行業務を強化する。

(六) 税関総署。越境電子商取引分野における知的財産権の侵害などの違法活動を厳しく取り締まり、インターネット上の侵害・模倣行為の手掛りの発掘能力を向上させ、税関と企業による共同管理を推進する。越境電子商取引分野において虚偽の取引、支払い、物流データを使用して税関の監督管理を逃れる違法行為に対する取締りを強化する。越境電

子商取引の特徴に基づき、これに適した信用管理認証基準を検討、制定する。越境電子商取引の輸出入貨物の抜取検査の方法・技術を整備する。

(七) **国家質量監督檢驗檢疫総局**。電子商取引製品法執行キャンペーンを実施し、衣服・服飾品、バッグ類、家電製品、消費者向け電子製品を重点製品とし、「双十一（11月11日）」を重点期間とし、監督抜取検査を実施し、法執行検査を強化する。越境電子商取引に対する検査検査・監督管理業務の最適化を図り、輸入商品の品質リスクに対する監視を強化する。電子商取引分野における重大事件の捜査協力を推進する。

(八) **国家食品薬品監督管理総局**。インターネット上の食品・薬品に係る違法行為に対する取締りを強化する。インターネット上で販売される食品に対する抜取検査を強化する。インターネット上の飲食サービス第三者プラットフォームに対する監督管理をさらに強化し、無許可営業、無資格経営者を厳しく取り締まる。

(九) **国家互聯網信息弁公室**。キャンペーンと日常の監督管理の結合を堅持し、関連部門に協力し、関連の電子商取引プラットフォーム上の法律法規違反情報を全面的に整理し、関連の法律法規違反行為を厳しく取り締まる。

(十) **郵政局**。郵政市場に対する監督管理・法執行検査を強化し、企業が主体の責任を厳格に果たすよう促し、郵政企業、速達サービス企業が顧客の資格審査を強化するよう促す。速達サービス業界信用管理規則及び信用格付け指標を整備する。郵便、速達便情報の追跡調査を強化し、関連部門による違法犯罪の手掛りの照合・調査をサポートする。

四. 実施スケジュール

キャンペーンは3つの段階に分けて実施する。

(一) **動員・手配段階（5月）**。キャンペーン実施計画を印刷・配布し、インターネット市場監督管理部レベル連席会議の構成組織は2017インターネット市場監督管理における共同検査の実施、監督管理効果の向上について動員・手配を実施する。各地は、意思統一を図り、広く宣伝し協力を呼び掛け、好意的な世論を醸成しなければならない。インターネット上の経営主体が法律法規違反行為を自ら調査、是正し、自己制約、自己管理を強化するよう導く。

(二) **集中的な共同検査段階（6～11月中旬）**。各地の工商及び市場監督管理部門は、先頭に立ってキャンペーンを実施し、問題指向を特に重視し、肅正の重点を特に重視し、共同法執行検査を協調的に推進しなければならない。各部門は、具体的な役割分担に従って、分野別に具体的な業務・任務が確実に遂行されるよう先頭に立って推進しなければならない。

(三) **督促検査・総括段階（10～11月）**。国家工商行政管理総局、国家發展和改革委員会、工業和信息化部、公安部、商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫総局、国家食品薬品監督管理総局、国家互聯網信息弁公室、郵政局は関連担当者を選び出して複数の共同監督・検査グループを結成し、一部の地域の2017インターネット市場監督管理キャン

ペーンについて集中監督・検査を実施する。各地の各部門は、キャンペーン活動の状況を真摯に整理し、経験・方法を総括、洗練し、問題・不備を分析し、キャンペーンにおける粛正の成果を確実なものにしなければならない。

五. 業務に関する要求事項

(一) 組織・指導を強化し、着実に手配、推進する。各地の各部門は、キャンペーンを実施する重大な意義を十分に認識し、当地の実情に立脚し、適切に実行できる具体的な実施計画を検討、制定し、全体の手配を確実に実施し、キャンペーンを重要議事日程に組み込み、具体的任務及び目標を段階的に実現し、監視、抜取検査、監督管理、法執行、権利保護などの経費を確保し、監督管理・法執行人材の能力向上を強化し、監督検査・指導を定期的に行い、キャンペーンの秩序ある実施を推進し、実効性を追求しなければならない。

(二) イノベーションの模索を強化し、監督管理の効果を向上させる。各地は、インターネット市場監督管理業務の法治化を積極的に推進し、キャンペーンにおける総合的な法執行範囲を適正に確定し、連席会議、手掛り情報の連絡、証拠の移送、事件調査協力などの制度を構築・整備し、各種監督管理資源の総合的な効果を十分に発揮させなければならない。インターネット市場の発展のための客観的な要件に適応し、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの近代的な情報技術を利用した監督管理方式の革新の推進を模索し、技術的手段を活用し、監視・抜取検査を実施し、違法行為の手掛りの発見と電子証拠の収集に関するスマート化水準を絶えず向上させなければならない。

(三) 信用体系を整備し、共同管理を推進する。全国信用情報共有プラットフォーム及び国家企業信用情報開示システムを拠りどころとし、インターネット関連企業の基礎情報並びに各部門が職責の履行過程において実施した行政許可、行政処罰及びその他監督管理・法執行に関する情報を、企業ごとに統合し、関連部門間での情報相互アクセス・閲覧を可能にし、信用失墜行為に対する部門の共同懲戒の役割を発揮させる。「信用中国」ウェブサイトを通じて、行政許可、行政処罰などの情報について行政決定を行った日から7営業日以内にインターネット上で開示し、情報開示により社会信用体系の構築を促進する。インターネット上の経営主体、特に電子商取引プラットフォーム経営者が主体责任を厳格に果たすよう指導、督促し、建議、勧告、行政指導、訓戒などの手段を総合的に運用し、行政指導を強化する。一般市民によるインターネット市場秩序に対する監督を強化し、消費者によるインターネット上の監督評議の実施を奨励する。

(四) 宣伝・指導を強化し、社会的影響を拡大する。各地は、さまざまな宣伝手段、特にインターネット時代のニューメディアを十分に活用し、業務・措置及び段階的な進捗状況・成果を速やかに宣伝、報道し、先進的な経験を普及させなければならない。重要な時期に合わせて単独又は共同でインターネット上の経営主体との面談、行政指導を実施し、消費に関する警戒情報、勧告・警告及び違法典型事例を公表し、キャンペーンの全体的な効果及び社会的影響を浸透させる。

各地の各関連部門は、12月10日までに当部門が実施したキャンペーン業務の総括（経験・方法、キャンペーンの成果、存在する問題及び今後の予定を含む）、キャンペーン状況統計表、違法典型事例（3件以上、処罰決定書を添付）、共同法執行に関する画像・映

像資料（説明を含む）をそれぞれ各自の上級主管機関に提出するとともに、国家工商行政管理総局、同級の工商及び市場監督管理部門に写しを送付すること。

担当者及び連絡方法（略）：

附属書：2017 インターネット市場監督管理キャンペーン状況統計表（略）

出所：

2017年5月25日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201705/t20170525_265432.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。